

障支第473号
令和4年8月5日

各障害児（者）施設・事業所の長 様

埼玉県福祉部障害者支援課長
鈴木 淳子（公印省略）

令和4年度福祉・介護職員処遇改善計画書
（ベースアップ等支援計画書を含む）の提出について（通知）

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記加算を算定するためには、計画書等の提出が必要となります。

つきましては、令和4年10月から加算を算定する場合は、下記のとおり計画書を提出してください。

記

- 1 届出書が必要な加算
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
- 2 提出書類
[ホームページ掲載場所]
「総合トップ」→「健康・福祉」→「障害者福祉」→「障害者福祉施設向け情報」
→「福祉・介護職員処遇改善加算」
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/siteitetuduki/syougai-syoguukaizen.html>
- 3 提出期限
令和4年8月31日（水）
- 4 提出方法
URLから電子申請システムに入り、作成したファイル名は以下のとおりと
してください。
https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=38266
 - (1) 施設（事業所）として提出する場合
ファイル名は「【施設（事業所）番号+施設（事業所）番号】+R4 ベースアップ」
としてください。
(例) 事業番号が1111234567、事業所名が「児童発達支援・放課後等デイサービス
ちいきせいかつしえん」の場合、ファイル名は「1111234567 ちいきせいかつ
しえん R4 計画書」としてください（入力可能文字数は25文字です）。

- (2) 法人全体で各施設（事業所）をまとめて提出する場合
ファイル名は「【法人名】R4 ベースアップ」としていただき（入力可能文字数は25文字です）。
法人名は可能な限り略称ではなく正式な名称としてください。

5 算定要件

- (1) 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得している事業所を対象とします。
- (2) 加算額の3分の2以上はベースアップ等（「基本給」又は「毎月決まって支払われる手当」）の引き上げに用いることとします。

6 留意事項

- (1) 体制届について
計画書と合わせて体制届の提出が必要となります。
- (2) 政令市や中核市などに事業所がある場合について
- ア 同一法人で、指定権者が異なる複数の事業所がある場合は、各指定権者への提出が必要です。
- イ 提出書類や提出期日、提出先は各指定権者が定めるとおりです。
- ウ 加算の対象事業所が基準該当事業所のみで、かつ登録市町村が1市町村のみの法人は、基準該当事業所の登録市町村に届出書を提出してください。

7 お問い合わせ先

- (1) 社会福祉法人・NPO法人
障害者支援課 施設支援担当 電話：048-830-3314
- (2) 上記（1）以外の法人（営利法人、一般社団法人等）
障害者支援課 地域生活支援担当 電話：048-830-3317